# 標準旅行業約款（手配旅行契約） 

第1章 総 則
























第2章 契約の成立
（笑約の申远み）

 3第1項の申良这金は，旅行代金，取消料をの他の旅行者が当社に支払うがき金钱の一部として取






 した時に成立するものとします。
（唖絾成立の特即）























 クルーフ行動を行うために必要な業游とします。
3 添乘見が添乗サービスを投供する支払わなけれれはなりません。

## 第 6 章 企画手配旅行

（企面手配妳行）




 （企婳め承茖）



 4 を行ったものとをみなします。





 －










 い䒨します。
（包括粒金の特約）烈行代金の制等をしない旨の特約（以下「包括料金特約」といいます。）










## 標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

第1適用策四用）









出入国手統擞の作成
（3）その他前名名

 とします。





6 を䂤譔しまます。
























## 第3章 契約の変更及び解除

（第約内管の弯更） ます。





紶に対し，当社所定の取消手統料金及び当社が得るはずであった取料金を支扎わなければなり


 なったとき。








## 第4章 旅行代金

（湶行代全）
第15菜•斿行者は，旅行明始前の当社が定める期日まてに，当社に対し，旅行代金を支払わなけれ







行者が当社に支払うべき筫用等を支払わなけれはなりますせん。




 3 3棈革を竝行代金かな旅行

第5章 団体・グループ手配
者」といいます。



 については，「何らの罪任を角うものではありません。

料を支れかなけれはなりません。









任
－（当社の素任）
手配旅行垫約の共行に当たって，当社又は当社が第4策の規定に塞ついて手航を
 す。社は，手荷物について生したた前項の挸害については，同項の规定にかかわらず，挸書発生の





 ます。





## 第8章 并済業務保証金

（氟活嶪梌保证金）






| 区 分 | 取 消 料 | 借考 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）次项以外の包括料金特約 |  |  |
| ィ 荬行開始日の前日から起筑してきか のほって20日目（日㷌り旅行にあって は10日目）に当たる日以降に解除する場合（口からホまでに揭げる場合を除 （。） | 旅行代金め20\％以内 |  |
| －旅行断始日の前日から起算してさが | 旅行代金の $30 \%$ 以内 |  |
| のほって7日目に当たる日以降に解除 する場合（八かられまでに掛げる場合 |  |  |
| を除く。） |  |  |
| －狝行昒始日の前日に解除する圽合 | 旅行代金の40\％以内旅行代金の $50 \%$ 以内 |  |
| 二旅行䦭始当日に解除する场合（本に |  |  |
| 捂げる场合を除く。） | 旅行代金の100\％以内 |  |
| の场合 |  |  |
| （2）惧切朢䄸を利用する包括料金特約 |  |  |


| 区 分 | 取消 料 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1）本邦出围時又は滞国時に䋁空機を利用する包括料金特約（次項に揖げる旅行契䄪を除（。） |  |  |
|   ```する - 旅行四始日の前々日以陈に解除する 場合 (ハに满げる場合を除く。)``` 八旅行門始後の解除又は全無速絡不加 | 旅行代金の20\％以内 <br> 旋行代金の $00 \%$ 以内 <br> 旅行代金の $100 \%$ 以内 | 取 瞵 \％ |







内に当社に対して通知多あったときた限ります。



## 標準旅行業約款（旅行相談契約）

第1適用籍囲）
当社が法会に反せず，かっ，放行者に不利になら






提出しなけれたばなりません。



 くないことからすります。
 でし，当社所定の相䀞料金を支払わなけれれはならません。





> （苦倩の申出）

旅行者は，当社との旅行業弱に閉する苦情について，当承者間で解決がたきなかった场合は，下紀の㙏会に，その解決について助力を求めるための申出をすることがてきます。

## 社団法人•全国旅行業協会 保証社員

##  <br>  <br> 

